

指定障害福祉サービス事業所等自己点検シート

事業種別【 生活介護 共生型生活介護 】

報酬編

- ◎ 点検の方法は… 各点検項目について、○ 又は ×を記入します。
事業所対象外(又は事例なし)の場合は、斜線を引きます。
- ◎ 点検時期は… 6月1日～30日の状況を点検します。点検は毎年実施してください。
(新規指定事業所は、指定を受けた月の翌月1ヶ月間の状況を点検します。)
- ◎ 点検後の処理… 点検項目は報酬算定基準に準じています。
×を記した項目は、基準等の違反となります。
改善し、過誤請求等の処理を行ってください。
- ◎ シートの保管は… 次年度の点検実施時まで保管してください。
市の指示があった場合は、提出してください。

指定日	28年7月27日
点検日	令和3年11月11日

※1 但し、点検項目については、当該年度の6月1日～30日の状況で記入してください。点検は毎年実施してください。

点検者	管理者 中山 珠美
-----	-----------

※2 原則、管理者が点検者です。

事業所概要

事業所番号	1 4 1 5 0 0 1 0 9 6
事業所名称	(フリガナ) リョウヨウツウショウカイゴマコト 療養通所介護まこと
事業所所在地	〒2110-0802 神奈川県川崎市川崎区大師駅前1-2-9

凡例

報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)
留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)

【介護給付費等算定に係る体制に関する届出書】

(留意事項通知 第一の1、5)

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 当該年度の各加算等の算定状況(介護給付費等算定に係る体制に関する届出書)を提出しているか。 | ○ |
| 2 | 指定生活介護事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかになった場合は、速やかにその旨(同届出書)を提出しているか。 | ○ |
| | 加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこととしているか(処遇改善加算については、事実が発生した日の属する月の翌月の初日から)。 | ○ |
| 3 | 基本報酬については、利用者の障害支援区分及び施設の定員規模に応じた報酬単価を算定しているか。 | ○ |

【定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について】

(留意事項通知 第二の1(7))

- | | | |
|---|---|------|
| 4 | 指定生活介護事業所(指定障害者支援施設が行う生活介護含む)の指定生活介護の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、所定単位数の100分の70としているか。 | 該当なし |
| | (1)1日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合
⇒1日につき減算 | |
| | (一)利用定員が50人以下の指定事業所
運営規程に定めている利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場合 | 該当なし |
| | (二)利用定員が51人以上の指定事業所
運営規程に定めている利用定員の数から50を差し引いた数に100分の125を乗じて得た数に、75を加えて得た数を超える場合 | 該当なし |
| | (2)過去3月間の利用実績が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合
⇒1ヶ月間につき減算 | |
| | (一)直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合 | 該当なし |
| | (二)ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合 | 該当なし |
| | *共生型事業所については、介護保険サービスの利用者とは障害福祉サービスの利用者の合計数を利用定員とし、介護保険の利用者とは障害福祉サービスの利用者の合計数が定員を超えた場合で、上記(1)、(2)のいずれかに該当した場合に、定員超過減算を行うこと。 | |
| 5 | 共生型事業所において、定員超過減算に該当する場合、介護保険の給付費、障害福祉サービスの給付費の両方で減算しているか。 | 該当なし |

【人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について】

(留意事項通知 第二の1(8))

- | | | |
|---|--|------|
| 6 | 指定生活介護事業所(指定障害者支援施設が行う生活介護を含む。)の従業者の員数が指定障害福祉サービス指定基準条例の規定により配置すべき員数を満たしていない場合は、減算しているか。
次に示した(一)から(三)の具体的な取扱いにより所定単位数を算定しているか。 | 該当なし |
| | (一)配置すべき生活支援員、看護職員が配置すべき員数を満たしていない場合
人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算しているか。 | 該当なし |

人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算しているか。

該当なし

直接処遇職員の人員欠如については、減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70、減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50で算定しているか。

該当なし

* 平成30年3月以前から本減算が適用されている場合は、平成30年4月を起点として3月目(平成30年6月)から100分の50で減算を行うことに留意。また、この場合の平成30年4月と5月の減算割合は、平成30年度報酬改定前の減算割合を適用すること。

(二)(一)以外の従業者(サービス管理責任者)が配置すべき員数を満たしていない場合

人員欠如の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算しているか。

該当なし

サービス管理責任者の人員欠如については、減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70、減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50で算定しているか。

該当なし

* 平成30年3月以前から本減算が適用されている場合は、平成30年4月を起点として5月目(平成30年8月)から100分の50で減算を行うことに留意。また、この場合の平成30年4月と5月の減算割合は、平成30年度報酬改定前の減算割合を適用すること。

(三)常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合

人員(要件)欠如の翌々月から人員(要件)欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算しているか。

該当なし

【個別支援計画の作成に係る業務が適正に行われていない場合の所定単位数の算定について】

(留意事項通知 第二の1(10))

- 7 生活介護計画(施設障害福祉サービス計画含む)の作成が適切に行われていない場合、(一)又は(二)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。
- (一) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
- (二) 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

該当なし

* 平成30年3月以前から本減算が適用されている場合は、平成30年4月を起点として3月目(平成30年6月)から100分の50で減算を行うことに留意。また、この場合の平成30年4月と5月の減算割合は、平成30年度報酬改定前の減算割合を適用すること。

個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い

次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算しているか。

該当なし

- (一) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない場合
- (二) 個別支援計画に係る一連の業務が適切に行われていない場合
(例:モニタリングが適切に行われていない場合)

* 人員欠如減算、個別支援計画未作成減算の双方に該当する場合は、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算を行うこと。

【平均利用時間が5時間未満の利用者の占める割合が50%以上の場合の所定単位数の算定について】

(報酬告示 別表第6の1 注5(3))(留意事項通知 第二の2(6)②(四))

- 8 前3月における指定生活介護事業所又は共生型生活介護の事業を行う事業所の全利用者のうち、当該事業所の平均利用時間(前3月において、当該利用者が当該事業所の利用した時間の合計時間を、当該利用者が当該事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。)が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合、所定単位数の100分の70で算定しているか。

該当なし

* 本減算は、平成30年7月以降、その前3月の実績が上記の通りだった場合に行うこと。

* 共生型においては、障害者のうち5時間未満の利用者の合計数が50%の場合に減算することに留意

次の通りとしているか。

該当
なし

ここでいう「利用時間」に、送迎のみを実施する時間は含んでいないか。なお、遠方からの利用者で、長時間の送迎を要する利用者は除いて算出して差し支えない。

送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除いているか。

該当
なし

利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定にあたり、やむを得ない事情により5時間未満の利用となった利用者を除いているか。

該当
なし

* やむを得ない理由は、重度の障害等、障害特性等に起因するものであって、利用者やその家族の意向等を勘案し、サービス等利用計画に位置付けられているものが必要であることに留意。

【営業時間が6時間未満に該当する場合の生活介護サービス費について】

(報酬告示 別表第6の1注6)(留意事項通知 第二の2(6)②(三))

9 指定生活介護、共生型生活介護、基準該当生活介護においては、運営規程に定める営業時間が、4時間以上6時間未満の場合には100分の70を、4時間未満の場合には100分の50を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。

該当
なし

(留意事項通知 第二の2(6)②(五))

10 「平均利用時間が5時間未満の利用者の占める割合が全利用者の50%以上の場合の減算」、「営業時間が6時間未満の場合の減算」のいずれにも該当する場合は、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算し、減算となる単位数が同じ場合はいずれか一方のみ減算しているか。

該当
なし

【地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の所定単位数の算定について】

(報酬告示 別表第6の1 注1、注1の2、注1の3)

11 地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の場合は、所定単位数の1000分の965としているか。

該当
なし

【大規模事業所の生活介護サービス費について】

(報酬告示 別表第6の1 注7)(留意事項通知 第二の2(6)②(六))

12 一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を行った場合には、所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定しているか。

該当
なし

【医師が配置されていない場合の生活介護サービス費について】

(報酬告示 別表第6の1注8)(留意事項通知 第二の2(6)②(七))

13 医師が配置されていない場合は、1日につき所定単位数を減算しているか。

該当
なし

* 指定介護事業所において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとし、その場合にあっては所定単位数を減算するものである。

【身体拘束の記録が不十分な場合の減算について】

(留意事項通知 第二の1(12))

14 やむを得ず身体拘束等を行った場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由並びに個別支援計画その他必要な事項を記録していない場合は、その事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。

該当
なし

15 身体拘束に関する記録が行われていない場合は、速やかに市長に改善計画を提出するとともに、その事実が生じた月の3月後に改善計画に基づく改善状況を市市長に報告しているか。

該当
なし

【共生型生活介護におけるサービス管理責任者配置加算について】

(報酬告示 別表第6の1 注8の3)

16 次の(1)及び(2)のいずれも満たすものとして市長に届け出た共生型生活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算しているか。

該当
なし

(1) サービス管理責任者を配置しているか

(2) 地域に貢献する活動を行っているか

【人員配置体制加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第6の2)(留意事項通知 第二の2(6)③(一)ア(iii)、イ(iii)、ウ(ii)、(二))

17

指定生活介護又は共生型生活介護において置くべき生活支援員等(看護職員、理学療法士及び作業療法士並びに生活支援員)の員数の合計が、常勤換算法で前年度の利用者の数の平均値をそれぞれの数値で除して得た数以上である場合は、事前に届出書を提出の上、それぞれの加算を算定しているか。

○

* 人員配置体制加算(I)

指定生活介護事業所において生活介護を行う場合
区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者*の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上で、常勤換算法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上か。

○

指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合
常勤換算法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上か。

○

共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合
区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等(以下「共生型本体事業」という。)の利用者の数の合計数の100分の60以上で、常勤換算法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.7で除して得た数以上か。

該当なし

* これに準ずる者とは、区分4以下であって、行動関連項目点数の合計が10点以上である者又は区分4以下であって喀痰吸引等を必要とする者 以下同じ。

* 人員配置体制加算(II)

指定生活介護事業所において生活介護を行う場合
区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の50以上で、常勤換算法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上か。

指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合
常勤換算法により、従業者の員数が利用者の数を2で除して得た数以上か。

共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合
区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の50以上で、常勤換算法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2で除して得た数以上か。

* 人員配置体制加算(III)

指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合
常勤換算法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上か。

共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合
常勤換算法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2.5で除して得た数以上か。

(留意事項通知 第二の2(6)②③(二))

18

生活介護、共生型生活介護の単位ごとに、それぞれの単位の利用定員に応じた加算単位数を、当該生活介護の利用者全員につき算定しているか。

○

【福祉専門職員配置等加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第6の3)

19

置くべき生活支援員として配置されている従業者が、次の条件に適合するものとして市長に届出の上、それぞれの加算を算定しているか。

該当なし

常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師の資格保有者が35%以上雇用されている事業所 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	該当なし
常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師の資格保有者が25%以上雇用されている事業所 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	該当なし
次のいずれかに該当する事業所 (1)生活支援員として配置されている従業者の総数(常勤換算で算出された従業者数)のうち、常勤の割合が75%以上である。 (2)常勤の生活支援員のうち、勤続3年以上の者が30%以上である。 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	該当なし
多機能型事業所又は障害者支援施設の場合は、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算するとともに、要件を満たす場合は全ての利用者に対して加算を算定しているか。 *(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)共通の留意事項 常勤とは、正規又は非正規雇用にかかわらず、各事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。	○

20	年度途中の従業者の退職等により、算定要件となる従業者の配置状況に変更が生じる場合は、速やかに「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」を提出しているか。 * 報酬算定している加算の確認及び体制届の提出について(事務連絡) 参照	該当なし
----	--	------

【常勤看護職員等配置加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第6の3の2)(留意事項通知 第二の2(6)⑤)

21	看護職員について、以下のとおり配置するとして事前に届出書を提出の上、利用定員に応じ、1日につき、それぞれ所定単位数を算定しているか。	○
	看護職員(保健師、看護師、准看護師をいう。以下同じ。)を常勤換算方法で1以上配置している場合(ただし、常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)又は常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合は、算定しない) 常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)	○
	常勤換算方法で2以上の看護職員を配置しており、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定生活介護等を行っている場合(ただし、常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合は、算定しない) 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)	□
	常勤換算方法で3以上の看護職員を配置しており、2人以上のスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定生活介護等を行っている場合 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)	□
	定員超過減算、人員欠如減算に該当する場合に、算定していないか。	○

(留意事項通知 第二の2(6)⑤)

22	看護職員は保健師又は看護師若しくは准看護師であるか。	○
----	----------------------------	---

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第6の4)(留意事項通知 第二の2(6)⑥)

23	視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者の数が指定生活介護の利用者数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員が常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして、事前に市長に届出書を提出の上、1日につき所定単位数を算定しているか。	該当なし
----	--	------

【初期加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第6の5)

- 24 指定生活介護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。 ○

(留意事項通知 第二の2(6)⑦)

- 25 「30日の間」とは、暦日で30日間をいうものであり、加算の対象となるのは、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数としているか。 該当なし

* 30日(入院・外泊時加算が算定される期間を含む。)を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合には、初期加算を算定できる(同一敷地内の病院又は診療所へ入院した場合を除く。)

【訪問支援特別加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第6の6)(留意事項通知 第二の2(6)⑧)

- 26 継続して指定生活介護を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、生活介護従業者が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1日につき2回を限度として、所要時間に応じて所定単位数を算定しているか。 ○

(留意事項通知 第二の2(6)⑧)

- 27 概ね3か月以上継続的に当該生活介護等を利用していた者が、最後に当該生活介護等を利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合に、算定しているか。 該当なし

この場合の「5日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で5日間としているか。 該当なし

所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等に要する時間に基づき算定しているか。 該当なし

この加算を1月に2回算定する場合は、この加算の算定後又は指定生活介護等の利用後、再度5日間以上連続して指定生活介護等の利用がなかった場合にのみ対象としているか。 該当なし

【欠席時対応加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第6の7)(留意事項通知 第二の2(6)⑨)

- 28 あらかじめ当該指定生活介護の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定生活介護従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1日につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。 ○

(留意事項通知 第二の2(6)⑨)

- 29 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定しているか。 ○

【重度障害者支援加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第6の7の2)(留意事項通知 第二の2(6)⑩)

* 重度障害者支援加算(Ⅰ)

- 30 人員配置体制加算(Ⅰ)及び常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして市長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ○

* 重度障害者支援加算(Ⅱ)

- 31 別に厚生労働大臣が定める施設基準(※1)に適合しているものとして市長に届け出の上、指定生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ○

※1 別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定生活介護事業所であること。

- (1) 認定調査票等における行動関連項目について、算出した点数の合計が10点以上である利用者が1人以上利用していること。
 (2) 指定生活介護事業所等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程修了者を1以上配置し、かつ修了者により支援計画シート等を作成すること。

32 強度行動障害を有する者が利用していない場合に算定していないか。 該当なし

33 重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している指定生活介護事業所等で、別に厚生労働大臣が定める施設基準(※2)に適合するものとして市長に届け出た事業所において、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了した者が、認定調査票等における行動関連項目について、算出した点数の合計が10点以上である利用者に対し、指定生活介護を行った場合に、さらに1日につき所定単位数に180単位を加算しているか。

※2 別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)

人員配置基準の人員(人員配置体制加算を算定している場合は当該加算の要件となる人員配置を含む。)に加えて、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程修了者(以下、「基礎研修修了者」という。)を1以上配置しているか。

34 個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できるとし、適切な支援を行うため、指定生活介護の従事者として4時間程度は従事する必要があることに留意しているか。

35 重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定し、さらに1日につき所定単位数に180単位を加算している事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数にさらに500単位を加算しているか。

36 重度障害者支援加算(Ⅰ)、重度障害者支援加算(Ⅱ)については、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護を行った場合に算定していないか。

* 令和3年4月以前に加算の算定を開始した日から90日を経過している場合(令和3年3月31日で90日目となる場合を含む。)は加算を算定できないことに留意。ただし、90日を経過していない場合は、180日の加算算定日数として加算ができる(令和3年3月31日 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1問28)。

* 重度障害者支援加算(Ⅱ)は、重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したもので、単に職員を加配するものではなく、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであることに留意。

37 重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定生活介護事業所等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していないか。

【リハビリテーション加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第6の8)(留意事項通知 第二の2(6)⑪))

38 次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして届出をした指定生活介護事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数(48単位)を加算しているか。
 リハビリテーション加算(Ⅰ)

39	<p>次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして届出をした指定生活介護事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者以外の障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数(20単位)を加算しているか。 リハビリテーション加算(Ⅱ)</p>	該当なし
----	---	------

(1) 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

(2) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録しているか。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

(3) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

(4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達しているか。	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

(5) (4)に掲げる利用者以外の利用者について、指定生活介護事業所等が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達しているか。	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

(留意事項通知 第二の2(6)⑩)

40	<p>リハビリテーション加算に係るリハビリテーションは、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意しているか。</p>	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

* リハビリテーション実施計画を作成した利用者について、当該指定生活介護等を利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らないものであること。

41	<p>本加算は、以下の手順で実施しているか。</p>	<input type="checkbox"/>
----	----------------------------	--------------------------

利用開始時に利用者のリハビリテーションの実施に必要な情報を収集しているか。	<input type="checkbox"/>
---------------------------------------	--------------------------

医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者(関連スタッフ)が暫定的に、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握(アセスメント)とそれに基づく調査を行っているか。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

多職種協働により開始時リハビリテーションカンファレンスを行ってリハビリテーション実施計画原案を作成しているか。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

作成した実施計画原案は、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>
---------------------------------------	--------------------------

計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね3月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行っているか。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

作成した実施計画は、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

カンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対してリハビリテーションに関する情報伝達(日常生活上の留意点、サービスの工夫等)や連携を図っているか。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行っているか。	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

* カンファレンスに当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

【利用者負担上限額管理加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第6の9)(留意事項通知 第二の2(6)⑫)

42	利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	該当なし
----	---	------

【食事提供体制加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第6の10)留意事項通知 第二の2(6)⑬)

43	収入が一定額以下の利用者であって、生活計画等により食事の提供を行うことになっている利用者に対して、指定生活介護事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供のための体制を整えているとして、事前に市長に届出書を提出の上、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を算定しているか。	該当なし
----	---	------

(留意事項通知 第二(6)⑬)

44	出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供する方法を加算の対象としていないか。 * 原則として当該施設内の調理室を利用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。	該当なし
----	---	------



	事業所外で調理がされる場合は、次のうちいずれかの方法によっているか。	該当なし
	クックチル	該当なし
	クックフリーズ	該当なし
	真空調理（真空パック）	該当なし
	クックサーブ	該当なし

45	施設入所支援を利用している日については、補足給付が日単位で支給されていることから、加算の算定は出来ないとしているか。 また、食事の提供を同一設備、調理員で行っている短期入所事業所と生活介護事業所を併用して利用する場合は、どちらかの事業所でのみ加算を算定することとしているか。	該当なし
----	--	------

【延長支援加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第6の11)(留意事項通知 第二(6)⑭)

46	次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するとして、市長に事前に届出書を提出の上、生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等を受けた利用者に対し、当該指定生活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。 (1) 運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、かつ、営業時間の前後の時間において指定生活介護等を行うこと。 (2) 延長時間帯に、職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1名以上配置していること。	該当なし
----	--	------

* 個々の利用者の実利用時間はもわかないものであり、例えばサービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超過して支援を提供した場合には、本加算の対象となる。

(留意事項通知 第二の2(6)⑭)

47	ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないとしているか。	該当なし
----	--	------

【送迎加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第6の12)留意事項通知 第二の2(6)⑮)

* 送迎加算における利用者数は、障害者のみをカウントするものであり、要介護者は含まないことに留意

48	次のいずれにも適合するとして、事前に市長に届出書を提出の上、指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を算定しているか。	○
----	---	---

* 指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所、又は共生型生活介護事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所と、指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となる。

イ 送迎加算(Ⅰ)

- (1) 指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設が、当該生活介護事業所等の利用につき、利用者の送迎を行った場合であるか。
- (2) 原則として、当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上(ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上)の利用者が利用しているか。
- (3) 原則として、当該月において、週3回以上の送迎を実施しているか。

ロ 送迎加算(Ⅱ)

- イの(1)の基準に適合し、かつ、イの(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合しているか。
- 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者(区分4以下であつて、別表第2に掲げる行動関連項目が10点以上の者又は喀痰吸引等を必要とする者)が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして事前に届け出た指定生活介護事業所等において送迎を行った場合、片道につき更に所定単位数に28単位を加算しているか。
- 同一敷地内の他の事業所等との間で送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。

(留意事項通知 第二の2(6)⑮)

- 49 居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意しているか。
- * 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。
- * 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならない。

【障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第6の13)(留意事項通知 第二の2(6)⑯)

- 50 指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。
- (1)体験的な利用支援の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行っているか。
- (2)障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整、利用者の今後の支援方針の協議、利用者への相談援助等を行っているか。

イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)

- イについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。

ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)

- ロについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。

(留意事項通知 第二の2(6)⑰)

- 51 指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定生活介護に係る基本報酬等は算定できないことに留意しているか。
- * 当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記(2)の支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。

52	(Ⅰ)又は(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 * 厚生労働大臣が定める施設基準 運営規程において、当該障害者支援施設等が地域生活支援拠点等であることを定めていること	該当 なし
----	---	----------

【就労移行支援体制加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第6の13の2)(留意事項通知 第二の2)

53	指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者が前年度において1人以上いるものとして事前に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	○
----	--	---

54	生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱っているか。	該当 なし
----	---	----------

【福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて】

(報酬告示 別表第6の14、15、16)(報酬告示 別表第二の2(6)⑩(準用 第二の2(1)⑳㉑))

(福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月25日障障発0325第1号))

55	賃金改善に要する費用が福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、賃金改善計画及びその他の処遇改善の計画等を記載した障害福祉サービス等処遇改善計画書を加算を取得する月の前々月の末日までに提出しているか。 * 令和3年度当初は特例により、4月又は5月から処遇改善加算を取得する場合は、4月15日までに計画書等を提出	○
----	---	---

56	上記の障害福祉サービス等処遇改善計画書等を用いて、賃金改善を行う方法(賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、額)等について、職員に周知しているか。また、就業規則等の内容についても職員に周知しているか。	○
----	--	---

57	処遇改善加算として給付された額は、職員の賃金改善のために全額支出しているか。	○
----	--	---

58	前年度の処遇改善実績報告書を、7月末までに市に提出しているか。	○
----	---------------------------------	---

59	障害福祉サービス等処遇改善計画書の記載内容の根拠となる資料、就業規則等及び労働保険に加入していることが確認できる書類を適切に保管しているか。また、市長から求めがあった場合には速やかに提示しているか。	○
----	---	---

* 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

60	キャリアパス要件(Ⅰ)、キャリアパス要件(Ⅱ)、キャリアパス要件(Ⅲ)、職場環境等要件の全てを満たしているか。	□
----	---	---

* 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

61	キャリアパス要件(Ⅰ)、キャリアパス要件(Ⅱ)、職場環境等要件の全てを満たしているか。	□
----	---	---

* 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

62	キャリアパス要件(Ⅰ)又はキャリアパス要件(Ⅱ)のどちらかの要件を満たすことに加え、職場環境等要件を満たしているか。	○
----	--	---

* 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

63	キャリアパス要件(Ⅰ)、キャリアパス要件(Ⅱ)、職場環境等要件のいずれかを満たしているか。	<input type="radio"/>
* 当該加算は令和3年3月31日に廃止。経過措置として、令和3年3月31日時点で算定していた場合のみ令和4年3月31日まで算定可能		

* 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

64	キャリアパス要件(Ⅰ)、キャリアパス要件(Ⅱ)、職場環境等要件のいずれも満たしていないか。	<input type="radio"/>
* 当該加算は令和3年3月31日に廃止。経過措置として、令和3年3月31日時点で算定していた場合のみ令和4年3月31日まで算定可能		

キャリアパス要件(Ⅰ) 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備し、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>
キャリアパス要件(Ⅱ) 資質向上のための目標及び具体的な計画を策定して、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての福祉・介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>
キャリアパス要件(Ⅲ) 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、その内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。	<input type="radio"/>
職場環境等要件 賃金改善を除いた処遇改善について、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」から1つ以上の取組を行うこと。また、実施した取組を全ての職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>

* 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

65	配置等要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たしているか。	<input type="checkbox"/>
* 見える化要件は、令和3年度及び令和4年度については、情報公表システムの改修予定があるため、算定要件ではない。		

* 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

66	処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たしているか。	<input type="radio"/>
* 見える化要件は、令和3年度及び令和4年度については、情報公表システムの改修予定があるため、算定要件ではない。		

配置等要件 福祉専門職員配置等加算を算定していること。	<input type="radio"/>	
処遇改善加算要件 処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	<input type="radio"/>	
職場環境等要件 賃金改善を除いた処遇改善について、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。また、実施した取組を全ての職員に周知していること。	<input type="radio"/>	
見える化要件 特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。	<input type="radio"/>	
* 見える化要件は、令和3年度及び令和4年度については、情報公表システムの改修予定があるため、算定要件ではない。		

67

障害福祉サービス等処遇改善計画書等で届け出た次の内容に変更がある場合、変更の届出を行っているか。

○

- ①会社法による合併等により、処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合
- ②複数の事業所等について一括申請を行う事業者において、当該申請に関する事業所等に増減があった場合
- ③処遇改善に関する内容について就業規則を改正した場合
- ④キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合
- ⑤特定加算に係る配置等要家に関する適合状況に変更があり、該当する特定加算の区分に変更が生じる場合

以上